

# 営業代理店規約

本規約は、株式会社カイクラネット（以下「当社」という。）と受託者が締結する営業代理店契約（以下「本契約」という。）の内容を定めるものである。受託者は、本規約の全ての条項を承諾し、遵守しなければならないものとする。

## 第1条（目的）

当社は受託者に対し、本契約に基づき、当社が運営するウェブサイト（名称：カイクラネット、以下「本サイト」という。）に関する業務の一部（以下「本件業務」という。）を委託し、受託者はこれを受託する。

## 第2条（委託業務）

- 1 当社が受託者に委託する本件業務の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 本サイトの新規顧客の開拓
  - (2) 受託者が当社に紹介した顧客（以下「本件顧客」という。）に対する本サイトの各種サービスの説明、案内その他本サイトの利用促進活動
  - (3) 本件顧客からのクレーム処理
- 2 受託者は、本契約に定められた各条項を誠実に遵守し、善良なる管理者の注意をもって本件業務を遂行しなければならない。
- 3 受託者は、本件業務の遂行に関して当社に適用される法令、監督官庁の告示・通達及び業界の自主ルール等を遵守しなければならない。
- 4 受託者は、本件業務に関して当社から指示がある場合には、それに従わなければならない。

## 第3条（受託者の地位）

受託者は、いかなる目的及び場合であっても当社の代理人ではないことを確認する。

## 第4条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、当社又は受託者から書面による特段の申し出がないときは、本契約と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

## 第5条（代理店コード）

- 1 当社は、受託者に対し、本契約締結後速やかに代理店コードを付与する。
- 2 受託者は、自己の責任において、前項の代理店コードを適切に管理及び保管するものと

し、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、売買等をしてはならない。

#### 第6条（顧客紹介）

- 1 第2条1項1号の業務に関し、受託者が営業した顧客が本サイトに会員登録するにあたり、登録画面の所定欄に前条により付与された受託者の代理店コードを入力し会員登録した場合に限り、受託者が当社に対し顧客を紹介したものとみなす。
- 2 前項により受託者が当社に対し顧客を紹介した場合に限り、当社は、受託者に対し、第10条に定める委託料を支払う。

#### 第7条（顧客紹介の結果通知）

当社は、受託者が営業した顧客が前条第1項の方法により本サイトに会員登録した場合には、受託者に対し、会員登録後14日以内に会員登録の事実を通知する。

#### 第8条（利用促進）

受託者は、当社の指示に基づき、本件顧客に対し、本サイトに関する各種サービスの説明、案内その他本サイトの利用を促進するための営業活動を行う。

#### 第9条（クレーム処理）

- 1 受託者は、本件顧客に対し、本サイトに関する苦情、返品要求その他クレーム（以下「本件クレーム」という。）について、受託者に直接申し出るよう周知しなければならない。
- 2 受託者は、本件顧客から本件クレームを受けた場合には、直ちに当社に報告し、その対処方法について当社と協議を行う。
- 3 受託者は、前項で決定した協議内容に従い、本件顧客への対応を行う。
- 4 受託者は、本件クレームが自らの責めに帰すべき事由に基づく場合には、当該クレームへの対応に関連して当社に生じた一切の費用及び損害を補償する。

#### 第10条（業務委託料）

- 1 当社は、受託者に対し、本件業務の対価として次のとおり委託料（以下「本件委託料」という。）を支払う。
  - (1) 本件顧客によるカイクラック（介護職提供サービス）の利用に対する対価
    - ① 本件顧客がスペシャルプランを利用する場合  
本件顧客がカイクラックを利用し当社に支払った売買代金（税別）の3%（税別）
    - ② 本件顧客がスタンダードプランを利用する場合  
本件顧客がカイクラックを利用し当社に支払った売買代金（税別）の1.5%（税別）

(2) 本件顧客によるカンプラジョブ（介護人材マッチングサービス）の利用に対する対価

本件顧客がカンプラジョブを利用し当社に支払った手数料（税別）の3%（税別）

2 当社は、当月分の本件委託料について、当月1日から当月末日までにおける本件顧客の支払額に応じて算出し、翌月末日までに受託者が指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は当社の負担とする。

3 当社は、配送料、人件費その他本サービスに関する経費の高騰、租税その他の負担の増大、経済情勢の変動等合理的な理由がある場合には、受託者に通知することにより、受託者の同意にかかわらず、当該理由に基づく合理的な範囲で本件委託料（ただし、既払分は除く。）を減額することができる。

#### 第11条（経費負担）

1 当社は、受託者に対し、当社が指定する本サイトに関する資料、パンフレット等（以下「本件資料等」という。）を無償で提供する。ただし、本件資料等の知的財産権は当然に当社に留保される。

2 前項の場合を除き、受託者が本件業務を遂行するにあたり生じた経費については、全て受託者が負担するものとし、本件委託料の他に経費についての支払義務を負わない。

#### 第12条（受託者の報告義務）

受託者は、当社が所有する実用新案、商標を含む知的財産権の他社による侵害行為を発見した場合には、直ちに当社に報告しなければならない。

#### 第13条（競業避止義務）

受託者は、本契約期間中、当社の承諾なく、自ら又は第三者をして競合する他社のサービス及び製品を販売し、又は販売促進活動をしてはならない。

#### 第14条（権利義務の譲渡禁止）

受託者は、当社の承諾なく、本契約に定める自己の権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は担保に供し、その他一切の処分を行ってはならない。

#### 第15条（再委託の禁止）

受託者は、当社の承諾なく、本件業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

#### 第16条（秘密保持義務）

受託者は、本件業務の遂行により知り得た当社の営業上又は技術上その他業務上の一切の情報を、当社の事前の書面による同意なく、第三者に漏洩し、又は開示してはならず、本契約の

遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。本契約が終了した後も同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 相手方から開示を受けた時点で既に公知であった情報
- (2) 相手方からの開示後に自らの帰責事由によらず公知となった情報
- (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (4) 相手方から開示を受けた情報に依拠することなく自ら開発した情報
- (5) 法令又は官公庁の命令により開示を強制される情報

#### 第17条（反社会的勢力の排除）

1 当社及び受託者は、相手方に対し、本契約締結時において、自ら（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団若しくは暴力団員ではなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 当社及び受託者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、強迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、義兄を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 当社及び受託者は、相手方が第1項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合は、相手方の求めに応じその調査に協力し、このために必要であると相手方が判断する資料を提出しなければならない。

- 4 当社又は受託者は、相手方が第1項又は第2項の行為に該当すると判明した場合は、催告その他の手続を要しないで、直ちに相手方との間のすべての契約を解除することができる。
- 5 当社又は受託者は、前項の規定により、契約を解除した場合は、相手方に発生した損害を賠償する責めを負わない。
- 6 第4項の規定により当社又は受託者が契約を解除した場合は、解除した当事者から相手方に対する損害賠償請求を妨げない。
- 7 当社又は受託者が第1項又は第2項の行為に該当すると判明した場合は、違当事者は、相手方に対して負担する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失するものとし、債務の全てを直ちに相手方に弁済しなければならない。

#### 第18条（損害賠償）

受託者は、故意又は過失により本契約に違反し、当社に損害を与えたときは、その一切の損害を賠償するものとし、その請求回収のために当社が弁護士に委任したときは、旧弁護士報酬規程に基づく弁護士費用も負担しなければならない。

#### 第19条（免責）

当社は、本件顧客の本サイトの利用に関し、その利用の可否を自由に判断できるものとし、本件顧客の当該利用を拒絶した場合であっても、受託者に対し、一切の責任を負わないものとする。

#### 第20条（中途解約）

- 1 当社又は受託者は、本契約期間中であっても、1か月前に書面で申し出ることにより、いつでも本契約を中途解約することができる。
- 2 当社は、前項による中途解約によって受託者に生じた損害について、一切の支払義務を負わないものとする。

#### 第21条（契約解除）

当社又は受託者は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
- (2) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けたとき
- (3) 信用資力の著しい低下があったとき、又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
- (4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行若しくは競売の申立て、又は公

租公課の滞納処分を受けたとき

- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立て等の事実が生じたとき
- (6) 解散の決議をし、又は他の会社と合併したとき
- (7) 災害、労働争議等、本契約又は個別契約の履行を困難にする事項が生じたとき
- (8) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき

2 当社又は受託者は、相手方が本契約の各条項に違反し、相当の期間をおいて催告したにもかかわらず是正しない場合には、本契約を解除することができる。

#### 第22条（契約終了後の委託料の取り扱い）

- 1 当社は、本契約が第20条1項に基づく当社からの中途解約により終了した場合、又は第17条4項若しくは前条に基づく受託者からの解除により終了した場合には、本契約終了後も、受託者に対し、第10条に基づき本件委託料を支払う。
- 2 当社は、本契約が期間満了により終了した場合、本契約が第20条1項に基づく受託者からの中途解約により終了した場合、又は第17条4項若しくは前条に基づく当社からの解除により終了した場合には、本契約終了後は、受託者に対し、本件委託料を一切支払わない。

#### 第23条（支給物の返却）

受託者は、本契約が終了した場合には、当社より提供を受けた本件資料等を速やかに当社に返却しなければならない。

#### 第24条（通知義務）

受託者は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、速やかに当社に通知しなければならない。

- (1) 住所、連絡先、代表者、商号又は本契約に関連する組織の変更
- (2) 営業の譲渡、貸与、合併その他これに準ずる経営上の重要事項の変動
- (3) 第17条1項又は2項の確約に関する虚偽申告又は違反

#### 第25条（分離可能性条項）

本契約の条項の一部が、理由の如何にかかわらず、無効若しくは違法と判断された場合においても、本契約のその余の規定の有効性及び適法性は、そのことにより一切影響を受けないものとする。

#### 第26条（協議解決）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、当社及び受託者は、誠意をもって協議のうえ解決する。

第27条（合意管轄）

当社及び受託者は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上